

合、プライバシーの侵害であるといえる³。

①私事性を持つこと

②当人が公開を望まないこと

表 2 プライバシーと個人情報保護

| 個人情報保護の例外規定に当てはまるか | 例外規定の適用を正当化できるか | プライバシーの問題の有無 | 分類 | 問題 |
|----------------------------|--------------------|--------------|-----|----|
| 当てはまる (第三者提供、目的外利用) | できない (侵害のおそれあり) | 私事公開 | AX1 | |
| | | それ以外 | AX2 | |
| | できる (侵害のおそれなし) | 私事公開 | AY1 | |
| | | それ以外 | AY2 | なし |
| 当てはまらない (目的内利用、個人情報でない) | / | 私事公開 | B1 | |
| | | それ以外 | B2 | なし |

③非公知性を持つこと

(2) 具体的事例と個人情報保護問題

前節では健康危機 12 分野の情報の流れをまとめ、個人情報保護と関連法について概観した。本節では、具体的事例を挙げ、何が問題なのかを明確化する。

保健所での聞き取り調査等で、個人情報保護が問題になった事例を収集すると、それらは 2 つの問題に直面していることがわかる。第一の問題は、プライバシーを侵害していないかという問題である。第二の問題は、個人情報保護法に反しないか、とりわけ例外規定（情報の目的外利用・第三者提供）が正当化できるかという問題である。個人情報保護とプライバシーの侵害は、同義のように扱われることがしばしばあるが、過去の判例や個人情報保護法をよくチェックすると、異なる問題であることがわかる。

以下の要件を満たす情報を公開された場

私事（または私事と思われるようなこと）を、本人が望まないにもかかわらず、公に知ることができる情報でもないのに公開すると、プライバシーの侵害にあたるということになる。

これに対し、個人情報保護法で保護されている情報とは、個人識別性を持つ情報である。公開する・しないとは関係なく、すでに知られた情報であるかどうかも関係ない。個人を特定できる情報であれば、保護の対象となる。このような情報を適切に扱わなかったり、第三者に提供したり、目的外利用したりすると処罰の対象となる⁴。よく問題になるのは第三者提供・目的外利用で、これには例外が設けられている。法令

³ 「宴のあと」事件判決 東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁より。

⁴ 厳密には、法の定める義務に違反し、この件に関する主務大臣の命令にも違反した場合、刑事罰が課される。

に基づく場合、生命・身体・財産の保護のため必要がある場合、公衆衛生の向上に必要な場合などでは、第三者提供や目的外利用が許される。

プライバシー侵害に当てはまるかどうか、例外規定を含めて個人情報保護法に違反するかどうかで、事例を分類すると、表 2 のようになる。

以下、保健所での聞き取り調査を主にした具体的事例を、6 分類のいずれかに当てはめ、問題点を明確化する。必要があれば各問題に提言を付記する。

①AX1（個人情報保護の例外規定が適用できず、プライバシー保護の点からも問題があるケース）

事例 A：精神疾患を持つ患者の周辺に住む市民に、理解と協力を求めるため、患者の病名などの個人情報を含む説明を本人の同意が得られないままして良いか？

患者の同意を得られない限り、説明はしてはならないと考えられる。周辺住民に説明することは、周辺住民の利益になるが、患者本人の利益を著しく害するおそれがあるため、患者の個人情報の第三者提供は正当化されないし、公表はプライバシーを侵害する。

②AX2（個人情報保護の例外規定が適用できないが、プライバシー保護の点では問題がないケース）

該当する事例はなかった。

③AY1（個人情報保護の例外規定は適用できるが、プライバシー保護の点では問題があるケース）

事例 B：災害要支援者（弱者）登録

要支援者情報を集めること自体に問題はなく同意書は必要ない。関係機関で必要

な個人情報を共有する方式は、生命・身体
の保護に必要であり、目的外利用は認めら
れる。

ただ、現場で要支援者の援護をする民生
委員にその情報を話すことは問題になり
うる⁵。民生委員は行政機関個人情報保護法
第 8 条 2 項の 2 に定める「内部」ではない
し、3 に定める「他の行政機関」でもない。
同 4 に定める学術目的でもない。

④AY2（個人情報保護の例外規定は適用
できるし、プライバシー保護の点でも問題
がないケース）

事例 C：がん登録

個人情報が公表されるわけではなく、本
人の利益も侵害しない。個人情報の目的外
利用だが、行政機関個人情報保護法第八
条 2 項 4 に記載されている「統計の作成・学
術目的の利用」に当てはまる⁶。

事例 D：死亡個票は統計目的で作成され
ているため、「中皮腫が原因」などと書かれ
ていても、遺族に教えられない（ので、遺
族が気づかないと支援が受けられない）。

原則として、死者の情報は（遺族の情報
などを含まない限り）個人情報ではないの
で、知らせることに問題はない。「医療・介
護関係事業者における個人情報の適切な取
り扱いのためのガイドライン」では、死者
の情報を生存する個人の情報と同様に扱う
こととしているが、この場合に問題がある

⁵民生委員が第三者に話すことに対して歯
止めが作れない—秘密保持に関する誓約書
を取ることはできるが、実効性に疑いがある
という意見が、保健所長会で提出されて
いる。

⁶行政機関個人情報保護法は国の機関を対
象とする。しかし、がん登録の主体が国の
機関でないとしても、同様に扱うべきであ
ろう。

とは考えにくい。プライバシー権の問題から考えても、「遺族が望まない私事の公開」とは考えられないので問題はない。

事例 E: 結核患者に命令入所をさせたとき、本人でないと確定申告の情報が得られず、公費負担額が決定できないため、本人が動けるようになるまで自費で入院を強いられた。

(これは保健所の問題ではなく、患者の所得情報をもつ税務署の問題である) 税務署が保健所に所得情報を提供することは目的外利用だが、本人の利益を害するとは考えにくい。公表とは関係ないのでプライバシー侵害のおそれはない。

事例 F: アスベスト被害の調査の際に、労災を受けている人の情報を労働基準監督局から得ようとしたが、個人情報の問題から氏名以外の情報(職歴などの情報の提供を断られた。

(保健所ではなく、患者の職業情報をもつ労其局の問題である) 個人情報保護の目的外使用の要件を満たしているので、労其局が提供を断る正当な理由はない。

事例 G: 患者の救済のために集めた情報が、疫学的な分析に流用できない。

行政機関個人情報保護法第八条 2 項 4 に記載されている「統計の作成・学術目的の利用」に当てはまるので問題ない。

⑤B1 (個人情報保護の問題はないが、プライバシー保護の点で問題があるケース)

事例 H: 列車事故時の死傷者名公表

理論的にはプライバシーの問題があるが、このレベルの危機になれば、公表しないことに対する非難こそあれ、その逆を求める声はなかった。「医療・介護関係事業者にお

ける個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」でも、公表することとしている。

⑥B2 (個人情報保護、プライバシー保護の両方で問題がないケース)

事例 I: 食中毒が発生した旅館へ、宿泊客の名簿の提出を求めたが、個人情報保護を理由に拒否された。旅館名の公表もしないように要請された。

食品衛生法に認められた正当な調査なのでまったく問題はない。旅館名の公表も問題ない(旅館名は事業情報であって個人情報ではない)。ただし、どの規模の食中毒から公表するかの基準は、各地域によってばらばらであり、その点に問題が残る。

事例 J: ある学校で結核患者が 3 人同時に発生したので、各患者の菌株の遺伝子情報を検査しようとしたが同意が得られなかった。

菌株の情報は個人識別性がある情報ではなく、誰に感染していた菌なのかを公開するのでもないので問題はない。「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」では、検体をとる際には同意を得よう指導しているが、このような場合まで同意をとることが、個人情報保護の利益につながるとは考えにくい。

これらの情報以外にも、個人情報保護・プライバシー保護に関する制度的な不備について、いくつかの意見を収集できた。これらは本稿の焦点から少々離れる⁷。ただ、実務上深刻な問題であるため、ここに代表的なものを例示する。

⁷ フローチャートの①制度的問題にあたる。

事例 K：同じ県内でも、地域によって健康危機の公表の基準が異なる。

この問題を地方レベルで解決することは困難だと考えられる。市レベルなら県、県レベルなら国での調整を求めることが望ましい。

事例 L：感染症が発生した際に、どの範囲まで情報公開し、注意喚起をするべきかが不明確である。

このような問題に単一の回答はないと思われる。感染症の性質、地域の特性によって、公開すべき内容や範囲は異なるだろう。情報公開に関する事例を収集することで、解決する部分もありうるが、根本的な解決は難しい。

(3)まとめ

個人情報保護では本人が特定されないことを求め、一方健康危機発生時には個人を特定する必要が生じる。どちらも国民の福祉に適うが、トレードオフの関係にあり、極端な偏りをもってどちらかが優先されることは好ましくない。両者の生み出す利益に比した重み付けが重要であり、健康危機への対処上、個人情報保護が問題になる場合は、そのウエイトに応じて調整がなされるべきであろう。

現況では、個人情報保護のウエイトが高すぎる傾向にあると思われる。前節の表 2 で挙げた、「問題がない」ケース (AY2、B2) などは、本来議論の余地なく、公衆衛生上の利益が優先されるべきだと考えられる。個人情報保護・プライバシー保護は生命・身体の安全あつての権利であり、これらの安全を守るため、私権が制限されることは当然であろう。

個々人の同意を取ることは理想的だが、

自分の利益だけを優先させるような行動を防げない。統計を例に取れば、自分ひとりが情報提供を拒んでも、他人が同意してくれば統計は完成するし、その恩恵は得られる。加えて、一人ひとりの同意を得るコストは大きく、看過できるものではない。このような事態を防ぐためには、関係機関共有方式のように、政府主導で情報を集めることがベターであろう。問題の性質は徴税と変わらない。

無論、やみくもに個人情報保護を軽視してよいわけではない。精神保健の分野などは、安易に全体の利益を強調できない。

その意味で、問題をいくつかの類型に区分けし、それぞれに適した対応を考慮することが望まれる。

APPENDIX1 新聞・雑誌の収集対象

本稿の事例収集で対象にした新聞・雑誌は2002年1月1日から2006年12月31日までのものである。以下に新聞・雑誌名を列挙する。

【一般紙】

朝日新聞（東京本社版） 読売新聞（東京本社版） 毎日新聞（東京本社版） 日本経済新聞 産経新聞（東京本社版） 東京新聞 朝日新聞（大阪本社版） 読売新聞（大阪本社版） 毎日新聞（大阪本社版） 産経新聞（大阪本社版）

【専門誌】

日経産業新聞 日経流通新聞MJ 日刊工業新聞 電波新聞 フジサンケイビジネスアイ（日本工業新聞） 電気新聞 化学工業日報 電経新聞 日本情報産業新聞 薬事日報 薬事ニュース 鉄鋼新聞 日刊自動車新聞 株式新聞 ニッキン 金融経済新聞 保険毎日新聞 日刊建設工業新聞 建設通信新聞 織研新聞 日本繊維新聞 日本海事新聞 週刊観光経済新聞 日刊水産経済新聞 日本食糧新聞 食品新聞 食品産業新聞 日本農業新聞 住宅新報 生産性新聞 原子力産業新聞 電通報

【ブロック紙】

北海道新聞 中日新聞 中国新聞 西日本新聞 河北新報◇ 山形新聞 福島民友 上毛新聞 下野新聞 神奈川新聞 山梨日日新聞 静岡新聞 信濃毎日新聞 新潟日報 北国新聞 富山新聞 京都新聞 神戸新聞 山陽新聞 愛媛新聞 高知新聞 熊本日日新聞 南日本新聞 沖縄タイムス 琉球新報

【雑誌】

地方行政 週刊東洋経済 週刊ダイヤモンド

ド エコノミスト 実業界 経済界 財界 経済広報 統計月報 ESP 月刊・経済トレンド 月刊 BOSS Business & Economic Review Z A I T E N 産業新潮 週刊金融財政事情 金融ジャーナル 月刊消費者信用 クレジットエイジ 中小公庫マンスリー 金融ビジネス 近代セールス M i T 調査（政策投資銀） 調査情報（三菱UFJ信託） 調査レポート（三井トラスト・ホールディングス） みずほ産業調査 みずほリサーチ HOKUTO 経済調査レポート（北都銀） ちば経済季報 福島の進路 北陸経済研究 オール投資投資経済 投資手帖 JMA マネジメント レビュー 月刊グローバル経営 人材教育 経営センサー 税務経理 労働の科学 NTT 技術ジャーナル 編集会議 行政&ADP NEW_MEDIA マスコミ市民 放送レポート 新・調査情報（TBS） 宣伝会議 販促会議 広告月報 JAAA_REPORTS REPORT_JARO 広報 I R インテリジェンス 広告ジャーナル 産業広告 飲食店経営 コンビニ 商業界 食品商業 販売革新 ファッション販売 流通設計 2 1 流通とシステム IATSS_REVIEW 建築技術 カードック M o b i 2 1 食品工業 総合食品 食品工場長 ニッセイ基礎研 REPORT ニッセイ基礎研所報 太陽エネルギー エネルギーフォーラム EP_REPORT 農林経済 環境技術 リサイクル文化 環境会議 環境ビジネス 国立公園 暮しと健康 食の科学 食べもの通信 食品と暮らしの安全 たしかな目 厚生福祉 消費者レポート 週刊朝日 読売ウイークリー サンデー毎日 AERA THE21 選択 エルネオス

創 アジ研_ワールド・トレンド 時事トッ
プ・コンフィデンシャル 世界週報 内外
教育

これらの雑誌・新聞から、特定のキーワ
ードを含む記事を抽出し、その中から担当
者が本稿の趣旨に当てはまるものを選別し
た。キーワードは以下のとおりである。

個人情報 ⊃ 健康

個人情報 ⊃ 感染症

個人情報 ⊃ ウイルス

(コンピュータウイルスを除く)

個人情報 ⊃ 結核

個人情報 ⊃ 医療

個人情報 ⊃ 薬

個人情報 ⊃ 中毒

個人情報 ⊃ 精神

保健所 ⊃ 犯罪

個人情報 ⊃ 虐待

個人情報 ⊃ 災害

個人情報 ⊃ 震災

個人情報 ⊃ 食品

個人情報 ⊃ 衛生

個人情報 ⊃ 飲料

個人情報 ⊃ 保健

個人情報 ⊃ 環境

個人情報 ⊃ サリン

個人情報 ⊃ テロ

個人情報 ⊃ 原子力

個人情報 ⊃ 事故

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）

分担研究報告書

個人情報保護法とその解釈運用

分担研究者 安富 潔

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）

分担研究報告書

個人情報保護法とその解釈運用

分担研究者 安富 潔(慶應義塾大学法学研究科・法学部教授)

I はじめに

1 個人情報保護法制定の背景

高度通信情報社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されているが、個人情報は、その性質上、適切な取扱いがなされないと、個人の権利・利益に重大な侵害をもたらすおそれがある。しばしば民間事業者や公的な機関からの個人情報の大規模な流出が報道され、社会問題化している。ことにネットワーク上で個人情報がいったん流出すれば、回収することは不可能であり、第2次被害も生じうるところである。このような社会情勢にあつて、市民のプライバシーに関する不安や、セキュリティ確保をはじめとする企業の個人情報保護の取組への要請も求められていた。

国際的にも、1970年代から、欧米諸国において、個人情報保護に関する法制の整備が進められ、1980年には、各国の規制の内容の調和を図る観点から、経済協力開発機構（OECD）理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示された。以降、各国で急速に個人情報保護法制の整備が進められ、既にOECD加盟国の大多数が公的部門及び民間部門の双方を対象に個人情報保護法制を有するに至っている。企業活動等のグローバル化が進む中、

わが国としても国際的に整合性を保った法制の整備と運用が求められていた。

このような状況にあつて、すでに地方自治体にあつては個人情報保護条例の制定が各地で進められ、また国においても、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法に相当する部分と民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法に相当する部分から構成される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）が平成15年5月に成立し、公布された。また、法の趣旨を踏まえ、公的部門に相応しい個人情報保護の規律を定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）等関連4法が法と併せて、成立し、公布された。

2 個人情報保護法の理念と制度の考え方

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下、「基本方針」という。）によれば、個人情報保護法の理念と制度の考え方は以下のとおりである。

(1) 個人情報保護法の理念

個人情報保護法第3条は、個人情報が個

人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

(2) 制度の考え方

① 個人情報の保護と有用性への配慮

個人情報保護法は、経済・社会の情報化の進展に伴い個人情報の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としており、他方、情報通信技術の活用による個人情報の多様な利用が、個人のニーズの事業への的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法律の考え方は、実際の個人情報の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に万全を期すことこそが、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、ひいては、国民一人一人がその便益を享受できる健全な高度情報通信社会の実現を可能とするものである。

② 各事業者の自律的な取組と各主体の連携

高度情報通信社会においては、業態業種を問わず、あらゆる分野において、情報通信技術を活用した大量かつ多様な個人情報が広く利用されるようになってきている。このため、個人情報保護法は、個人情報を事業

の用に供する者を広く対象として、個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、個人情報を取り扱う者において、それぞれの事業等の分野の実情に応じて、自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待している。また、こうした事業者の自律的な取組に関しては、国の行政機関等の支援が重要であり、個人情報保護法は、国が事業者等への支援、苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに、事業等を所管する省庁（以下「各省庁」という。）が、各事業等分野における個人情報の取扱いについて権限と責任を有する仕組みを採っているが、こうした複層的な個人情報の保護のための措置が総合的に実効性を上げていくためには、事業者、地方公共団体、国の行政機関等が相協力し、連携を確保していくことが重要である¹⁾。

II 個人情報の保護に関する基本方針

1 国や地方公共団体等が講ずべき個人情報の保護のための措置

基本方針によれば、国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するために総務省が種々の施策を実施するとともに、各行政機関は、①総務省が策定する指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に則した個人情報の適切な管理に関する定め等の整備、②職員への教育研修、③適切な情報セキュリティシステムの整備、④管理体制の整備や国民に対する相談等窓口の設置、個人情報の適切な管理を図るために講じる措置等に関する情報の提供を行

¹⁾「個人情報の保護に関する基本方針」2頁

う、とされている²。

また、地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、個人情報保護法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定に早急に取り組む必要がある。また、既に条例を制定している団体にあっても所要の見直しを行うことが求められる。条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、いわゆるマニュアル処理に係る個人情報を保護対象とすること、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象機関のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し等の事項について留意することが求められる、としている³。

2 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置

基本方針によれば、独立行政法人等が保有する個人情報の保護については、独立行政法人等個人情報保護法を適切に運用するため、総務省が種々の施策を実施するとともに、各行政機関は、所管する独立行政法人等に対して、その業務運営における自主性に十分配慮しながら、必要な指導、助言、監督を行うこととし、国が講ずべき個人情報の保護のための措置と同様な方針を示し

² 「個人情報の保護に関する基本方針」3頁

³ 「個人情報の保護に関する基本方針」5～6頁

ている⁴。

3 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置

基本方針によれば、地方独立行政法人における個人情報の保護について、地方公共団体は、個人情報保護法第11条第2項において、必要な措置をとることが求められている。これを踏まえ、各地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人の性格及び業務内容に応じ、各団体が制定する個人情報保護条例において所要の規定を整備する等、適切な個人情報の保護措置が講じられるように取り組むことが求められる、としている⁵。

4 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置

基本方針によれば、個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置については以下のとおりである。

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法の規定に従うほか、各省庁のガイドライン等に則し、個人情報の保護について主体的に取り組むことが期待されているところであり、事業者は、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっては、特に以下の点が重要であると考えられる。

⁴ 「個人情報の保護に関する基本方針」7頁

⁵ 「個人情報の保護に関する基本方針」8頁

① 事業者が行う措置の対外的明確化

事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）の策定・公表により、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。

② 責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防衛対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

また、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。

③ 従業員の啓発

事業者において、個人情報の漏えい等の防止等、その取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるためには、教育研修の実施等を通じて、個人情報を実際に業務で取り扱うこととなる従業員の啓発を図ることにより、従業員の個人情報保護意識を徹底することが重要である⁶。

III 医療分野におけるガイドライン

個人情報の保護については、事業者の取り扱う個人情報の性質や利用方法等の実態を踏まえつつ、事業等分野ごとのガイドライン等に基づく自主的な取組が求められてきている。

上記のとおり、法の理念と制度の考え方に照らせば、個人情報の取扱いに関するルールは各分野に共通する必要最小限のものである。したがって、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定が検討されるべきである。ことに、個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとして医療がある。

そこで、これまでも、医療に関しては、一般分野として、厚生労働省所管に係る①医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達、平成16年12月24日作成、平成18年4月21日一部改正）、②健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達、平成16年12月27日）、③医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（局長通達、平成17年3月31日）、④国民健康保険

⁶ 「個人情報の保護に関する基本方針」8頁

組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達，平成17年4月1日）があり，研究分野として，文部科学省・厚生労働省・経済産業省所管に係る①ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（告示，平成16年12月28日），②疫学研究に関する倫理指針（告示，平成16年12月28日）（3）遺伝子治療臨床研究に関する指針（告示，平成16年12月28日），厚生労働省所管に係る④臨床研究に関する倫理指針（告示，平成16年12月28日），⑤ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（告示，平成18年7月3日）があるが，健康危機に関する個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインはない。

IV 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

1 概説

（1）趣旨

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（以下，「本ガイドライン」という。）は，個人情報保護法第6条及び第8条の規定に基づき，同法の対象となる病院，診療所，薬局，介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり，厚生労働大臣が法を執行する際の基準となるものである。

（2）本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

個人情報保護法上「個人情報」とは，生存する個人に関する情報であつて，個人識

別性のあるものである（法第2条第1項）。そして，個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは，生存する個人に関する情報に限定されている。本ガイドラインは，医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち，医療・介護関係の情報を対象とするものであり，また，診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

なお，死者に関する情報は，個人情報には該当しないが，死者に関する情報の適切な取扱いの重要性に鑑み，当該患者・利用者が死亡した後においても，医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には，漏えい，滅失又はき損等の防止のため，個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとしている⁷。

（3）本ガイドラインの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲

本ガイドラインの適用対象は，民間の病院，診療所，助産所，薬局，訪問看護ステーション等，患者に対して直接に医療サービスを提供する事業者（以下，「医療機関等」という），介護保険法に規定する居宅サービス事業，介護予防サービス事業，地域密着型サービス事業，地域密着型介護予防サービス事業，居宅介護支援事業，介護予防支援事業および介護保険施設を営む事業，老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業および老人福祉施設を営む事業その他高齢者サービス事業（介護保険の指定を受けずに有料老人ホームを営むす

⁷ 本ガイドライン2頁。本ガイドラインについて，宇賀克也「医療・介護分野における個人情報保護」情報公開・個人情報保護22号40～53頁（2007）参照。

る者等)を行う者(以下、「介護関係事業者」という)である⁸。医療機関等において、通常の診療のみならず健康相談業務も行っている場合には、後者の業務に係る記録も、本ガイドラインの適用対象となる。

なお、国の機関については行政機関個人情報保護法が適用され、国立大学法人病院や独立行政法人である国立病院機構等については独立行政法人等個人情報保護法が適用され、地方公共団体が設立した医療機関等や介護施設については、個人情報保護条例が適用される。したがって、本ガイドラインの適用は受けない。また、地方独立行政法人が医療・介護サービスを提供する場合も同様である。

(4) 個人情報取扱事業者

個人情報保護法上、「個人情報取扱事業者」としての義務を負うのは医療・介護関係事業者のうち、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者(小規模事業者)を除くものとされている。

しかし、医療・介護関係事業者は、個人情報を提供して医療・介護関係事業者からサービスを受ける患者・利用者等から、その規模等によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供が期待されていること、そのため、良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要

⁸本ガイドラインは、介護関係事業者にも適用されるが、介護関係事業者の場合、多数の利用者およびその家族について、健康・収入等、一般に他人に知られたくないと考えるプライバシーを詳細に知りうる立場にあり、医療従事者と同様に、個人情報の適正な取扱いが、特に強く求められ、また、医療機関で医療と併せて介護サービスが提供されることが少なくないからである。

があること、また、患者・利用者の立場からは、どの医療・介護関係事業者が法令上の義務を負う個人情報取扱事業者に該当するかが分かりにくいこと等から、本ガイドラインにおいては個人情報取扱事業者としての法令上の義務等を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めることとしている⁹。

(5) 他の法令等との関係

医療・介護関係事業者は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護法、基本方針及び本ガイドラインに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等(刑法、関係資格法、介護保険法等)の規定を遵守しなければならない。

また、病院等の管理者の監督義務(医療法第15条)や業務委託(医療法第15条の2等)に係る規定、介護関係事業者における個人情報保護に係る規定等を遵守しなければならない。

医療分野については、すでに「診療情報の提供等に関する指針」が定められている。これは、インフォームド・コンセントの理念等を踏まえ、医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的としており、この目的のため、患者等からの求めにより個人情報である診療情報を開示する場合は、同指針の内容に従うものとする¹⁰。

⁹本ガイドラインの適用を受けない国・独立行政法人等・地方公共団体・地方独立行政法人が設立した医療機関等や介護施設も、本ガイドラインに配慮して、その趣旨を遵守するように努めるべきであろう。

¹⁰ 本ガイドライン5頁。

2 本ガイドラインの内容

以下では、健康危機に関する個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを検討するにあたって、重要と思われるいくつかのポイントについて、本ガイドラインについて述べておくこととする。

(1) 定義

ア 個人情報（個人情報保護法第2条第1項）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない¹¹。

また、例えば診療録には、患者について客観的な検査をしたデータもあれば、それに対して医師が行った判断や評価も書かれている。これら全体が患者個人に関する情報に当たるものであるが、あわせて、当該診療録を作成した医師の側からみると、自分が行った判断や評価を書いているもので

¹¹ 医療機関等における個人情報の例としては、診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写、真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録等がある。

あるので、医師個人に関する情報とも言うことができる。したがって、診療録等に記載されている情報の中には、患者と医師等双方の個人情報という二面性を持っている部分もあることに留意が必要である。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

本ガイドラインは、医療・介護関係事業者が保有する医療・介護関係個人情報を対象とするものであり、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する¹²。

イ 個人情報の匿名化

当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。顔写真については、一般的には目の部分にマスクングすることで特定の個人を識別できないと考えられる。なお、必要な場合には、その人と関わりのない符号又は番号を付すこともある。

このような処理を行っても、事業者内で医療・介護関係個人情報を利用する場合は、事業者内で得られる他の情報や匿名化に際して付された符号又は番号と個人情報との対応表等と照合することで特定の患者・利用者等が識別されることも考えられる。個人情報保護法においては、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」についても個人情報に含まれるものとされており、匿名化に当たっては、当該

¹² 本ガイドライン6頁

情報の利用目的や利用者等を勘案した処理を行う必要がある、あわせて、本人の同意を得るなどの対応も考慮する必要がある。

また、特定の患者・利用者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化されると考えられるが、症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人の同意を得なければならない。

なお、当該発表等が研究の一環として行われる場合には個人情報研究に活用される場合の取扱い（本ガイドライン I 9）に示す取扱いによるものとする¹³。

ウ 個人情報データベース等（個人情報保護法第2条第2項）、個人データ（同法第2条第4項）、保有個人データ（同法第2条第5項）

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことので

きる権限を有するものをいう。ただし、①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるものは除く。

診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。

また、検査等の目的で、患者から血液等の検体を採取した場合、それらは個人情報に該当し、利用目的の特定等、利用目的の通知等の対象となることから、患者の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて検体を取り扱ってはならない。また、これらの検査結果については、診療録等と同様に検索可能な状態として保存されることから、個人データに該当し、第三者提供や開示の対象となる¹⁴。

エ 本人の同意

個人情報保護法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。これは、個人情報保護法の基本となるOECD 8原則のうち、利用制限の原則の考え方の現れであるが、医療機関等については、患者に適切な医療サービスを提供する目的のために、当該医療機関等において、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられる。

また、患者・利用者が、意識不明ではないものの、本人の意思を明確に確認できな

¹³ 本ガイドライン 6～7 頁

¹⁴ 本ガイドライン 7 頁

い状態の場合については、意識の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとする。

なお、これらの場合において患者・利用者の理解力、判断力などに応じて、可能な限り患者・利用者本人に通知し、同意を得るよう努めることが重要である¹⁵。

オ 家族等への病状説明

個人情報保護法においては、個人データを第三者提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としている。一方、病態によっては、治療等を進めるに当たり、本人だけでなく家族等の同意を得る必要がある場合もある。家族等への病状説明については、「患者（利用者）への医療

（介護）の提供に必要な利用目的（Ⅲ 1.

（1）参照）と考えられるが、本人以外の者に病状説明を行う場合は、本人に対し、あらかじめ病状説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましい。この際、本人から申出がある場合には、治療の実施等に支障の生じない範囲において、現実に患者（利用者）の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり、家族の特定の人を限定するなどの取扱いとすることができる。

一方、意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合は、本人の同意を得ずに第三者提供できる場合と考えられる（Ⅲ 5.（2）②参照）。この場合、医療・介護関係事業者において、本人の家族等であることを確認した上で、治療等を行うに当たり必要な範囲で、情報提供を行うとともに、本人の過去の病歴、治療歴等について情報の取得を行う。本人

の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明するとともに、本人からの申出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正等、病状の説明を行う家族等の対象者の変更等を行う。

なお、患者の判断能力に疑義がある場合は、意識不明の患者と同様の対応を行うとともに、判断能力の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとする¹⁶。

（2）利用目的の特定・制限

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）。また、個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（同法第2項）。

さらに、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（同法第16条第1項）。しかし、①法令に基づく場合、②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を

¹⁵ 本ガイドライン 7～8 頁

¹⁶ 本ガイドライン 8 頁

受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、のいずれかに該当する場合には、本人の同意なしに目的外利用ができる(同条第3項)。

ア 利用目的の特定

医療・介護関係事業者が医療・介護サービスを希望する患者・利用者から個人情報を取得する場合、当該個人情報を患者・利用者に対する医療・介護サービスの提供、医療・介護保険事務、入退院等の病棟管理などで利用することは患者・利用者にとって明らかである。しかし、これら以外で個人情報を利用する場合は、患者・利用者にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえない。したがって、この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければならない。

医療・介護関係事業者は、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表(院内掲示等)しなければならない。

イ 利用目的の制限とその例外

上記のとおり、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないが、下記の①ないし④の場合には、適用除外とされる。

①には、法令で義務づけられている場合のほか、義務づけはなくても法令に根拠がある場合も含む。前者の例として、児童虐待に係る児童相談所への通告(児童虐待の防止等に関する法律第6条)、生命または身体に重大な危険が生じている高齢者虐待

に係る市町村への通報(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条第1項)、要保護児童に係る児童相談所への通告(児童福祉法第25条)、個人の事業税に係る質問検査への回答(地方税法第72条の63)、保険医療機関および保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等(健康保険法第76条等)、医師等による不妊手術または人工妊娠中絶の手術結果に係る都道府県知事への届出(母体保護法第25条)、精神病院の管理者による都道府県知事等への措置入院者等に係る定期的病状報告(精神保健福祉法第38条の2)、指定入院医療機関の管理者が申立てを行った際の裁判所への資料提供等(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第25条)、裁判所により鑑定を命じられた精神保健判定医等による鑑定結果等の情報提供(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第37条等)、指定医療機関の管理者からの情報提供要求への対応(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第90条)、指定入院医療機関の管理者による無断退去者に関する情報の警察署長への提供(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第99条)、保護観察所長からの協力要請への対応(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第101条)、保護観察所長等の関係機関との情報交換等(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及

び観察等に関する法律第108条)、指定医療機関の管理者による保護観察所長への通知等(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第110条・第111条)、家庭事情等により退院が困難であると認められる場合等における保険医療機関等による健康保険組合等への通知(保険医療機関および保険医療担当規則第10条等)、診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における回答(保険医療機関および保険医療担当規則第16条の2等)、患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付および訪問看護ステーション等からの相談に応じた情報提供(保険医療機関および保険医療担当規則第19条の4等)、特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用する患者の記録の提供(薬事法第68条の9)、医薬品製造事業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への医師、薬剤師等の医療関係者による協力(薬事法第77条の3)、医師、薬剤師等の医療関係者が行う厚生労働大臣への医薬品等の副作用・感染症等報告(薬事法第77条の4の2)、特定医摺用具の製造承認取得者への当該医療用具利用者に関する医師等による情報提供(薬事法第77条の5)、自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用・感染症等報告(薬事法第80条の2)、処方箋中に疑わしい点があった場合における薬剤師による医師への疑義照会(薬剤師法第24条)、患者または現に看護に当たっている者に対する

薬剤師の調剤時における情報提供(薬剤師法第25条の2)、医師が感染症患者等を診断した場合における都道府県知事等への届出(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条)、医師が麻薬中毒者として診断した場合における都道府県知事への届出(麻薬及び向精神薬取締法第58条の2)、患者が不正行為により療養給付を受けた場合等において保険薬局が行う健康保険組合等への通知(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条)、医療監視員・薬事監視員・都道府県職員等による立入検査等への対応(医療法第25条・第63条、薬事法第69条、臨床検査技師等に関する法律第20条の5)、厚生労働大臣、都道府県知事等が行う報告命令等への対応(医療法第25条・第63条、薬事法第69条、臨床検査技師等に関する法律第20条の5、医師法第7条の3、歯科医師法第7条の3、薬剤師法第8条の3等)、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会による報告徴収への対応(社会保険診療報酬支払基金法第18条)、モニター、監査担当者および治験審査委員会等が行う原医療記録の閲覧への協力(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第37条)、指定統計調査の申告(統計法第5条)、施設入所者の診療に関して保険医と介護老人保険施設の医師の間で行われる情報提供(老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準第19条の4)、市町村による文書提出等の要求への対応(介護保険法第23条)、厚生労働大臣または都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応(介護保険

法第24条)、都道府県知事による立入検査等への対応(介護保険法第76条 第83条・第90条・第100条・第112条、老人福祉法第18条)等がある(本ガイドライン別表3参照)¹⁷。

刑事訴訟法197条2項に基づく照会は、従わない場合の制裁はないものの、観念的にな義務があると解されているため、これに応じたために損害賠償責任を負うことは通常は考えられないが、求められたもの以外の情報まで提供した場合には損害賠償責任を負う可能性も皆無ではないので、慎重を期すのであれば、当該情報提供を求めた捜査官の役職、氏名を確認し、その求めに応じて個人情報を提供したことを立証できるようにしておくことが望ましい(本ガイドラインⅢ1(2)①)。

法令に根拠があるが任意に従うか否かを決定できる例としては、配偶者からの暴力により負傷した者を発見した者による配偶者暴力相談支援センターまたは警察への通報(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条)がある。

②に該当する例としては、身元不明の患者が意識不明なため関係機関へ照会する場合、意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合がある。

③に該当する例としては、医療安全の向上のため院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体または第三者機関等への個人情報の提供、がん検診の精度管理のための地方公共団体または地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供、健康増進法に基づく地域

がん登録事業による国または地方公共団体への情報提供、児童虐待事例についての関係機関との情報交換がある。

④に該当する例としては、統計報告調整法の規定に基づき国等が実施する統計報告の徴収(承認統計調査)・統計法第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査(届出統計調査)に協力する場合がある(本ガイドラインⅢ1(3))。

以上の例外のいずれかに該当しない場合には、目的外利用をするためには本人の同意を得る必要がある。

なお、医療・介護分野においては、患者・利用者が意識不明であったり、認知症で判断能力を失っている場合が必ずしも稀でないと思われる。このような場合には、本人の同意を得ることはできないので、本人の生命、身体または財産の保護のために必要であれば、本人の同意なしに個人情報を利用することは可能であるが、本人の意識が回復した場合には、速やかに本人に説明してその同意を得るべきであろう。また、本人の判断能力がどの程度あるか明確でないことも少なくないと思われるが、このような場合には、できる限り本人に説明し、同意を得る努力を放棄すべきではないと思われる。本人から得られた同意は継続している必要がある。したがって、ひとたび同意が得られても、後に同意が撤回された場合には、それ以降は同意がないものとして扱わなければならないし、一部について同意が撤回された場合には、同意が撤回されていない範囲においてのみ目的外利用が認められる(本ガイドラインⅢ1(2))¹⁸。

患者・利用者が未成年者の場合には、法

¹⁷ 宇賀・前掲論文 42～43頁。

¹⁸ 宇賀・前掲論文 44頁。

定代理人の同意を得れば足りるが、未成年者であっても、一定の判断能力を有する場合には、法定代理人の同意と併せて本人の同意も得ることが望ましい。本ガイドラインにおいても、患者が未成年者等の場合、法定代理人等の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者等については、法定代理人等の同意にあわせて本人の同意を得る、こととされている（本ガイドラインⅢ 1（3））。

同意を得る方法は、個人情報保護法上は、書面に限らず口頭による同意も認められているが、本人が同意するか否かを慎重に判断するために、また後の同意の有無をめぐる紛争を避ける上でも、書面によるべきであろう。

（3） 利用目的の通知等

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（個人情報保護法 18 条 1 項）。

利用目的の公表方法としては、院内や事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。

個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、そ

の利用目的を明示しなければならない（個人情報保護法 18 条 2 項本文）。

利用目的の公表は、看護記録、ケアプラン、診療録等の書類の種類ごとに利用目的を特定して行う必要はない。・医療・介護関係事業者は、受付で患者に保険証を提出してもらった場合や問診票の記入を求める場合など、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を院内掲示等により明示しなければならない（本ガイドラインⅢ 2）。ただし、救急の患者で緊急の処置が必要な場合等は、この限りでない（個人情報保護法 18 条 2 項但書参照）。

個人情報保護法第 18 条第 4 項第 4 号は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合には、例外として、利用目的の通知等は不要としているが、本ガイドラインⅢ 2 では、この場合に該当する場合であっても、患者・利用者等に利用目的をわかりやすく示す観点から、利用目的の公表に当たっては、当該利用目的についても併せて記載する、こととしている。したがって、院内掲示・事業所内の掲示に当たっては、患者・利用者に対する医療・介護サービスの提供、医療・介護保険事務、入退院等の病棟管理のように、取得の目的からみて利用目的が明らかな場合も含めるべきことになる¹⁹。もっとも、院内や事業所内への掲示によって患者・利用者が自己の個人情報の利用目的を的確に理解しうることについては問題が残ることがあろう。そこで、本ガイドラインⅢ 2 は、①院内や事業所内等への掲示に当たっては、受付の近く

¹⁹ 宇賀・前掲論文 44～45 頁。